

産業廃棄物収集運搬業務委託仕様書

1 委託内容

県立延岡病院から排出される産業廃棄物の収集運搬業務

2 委託場所

延岡市新小路2丁目1番地10 県立延岡病院

3 委託する産業廃棄物の種類及び数量見込み

別紙のとおり

4 委託する産業廃棄物の搬入先

県立延岡病院と委託契約した処分業者の事業場

5 産業廃棄物の収集運搬日

原則として産業廃棄物の収集は毎日行い、処分事業所へは一日おきに運搬することとする。

ただし、甲が必要と判断した場合、又はその日が休日の場合は、事前に甲乙協議の上、収集運搬日を設定変更することができる。

6 報告書の提出

収集運搬業者は報告書の提示をマニフェスト(産業廃棄物管理票)B2票で行うものとする。搬出の際にマニフェストA票を、運搬を完了した日から10日以内にマニフェストB2票を提出する。

マニフェストの数量の記入については、個数及び総重量数(kg)を記入する。

7 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

8 事業所への立ち入り調査

県立延岡病院は、排出された医療廃棄物が契約どおりに処理されているかを確認するために、事業所への調査を行うことができるものとする。

立ち入り調査については、事前の通告なしに抜き打ちに行うこともある。